

秋田市では、遺贈による寄附の受け入れを行っています

遺贈による寄附をご存じですか

遺贈による寄附とは？

生前にご本人の意志を遺しておき、お亡くなりになった後、財産の一部または全てを、ゆかりのある自治体や団体に寄附することをいいます。

寄附の使い道は？

ご寄附いただく大切な財産については、可能な限り寄附者のご意志に沿った目的に活用させていただきます。

〈 活用させていただく主な区分 〉

豊かで活力に満ちたまちのために

商工農林水産業の振興、交流人口の拡大と関係人口の創出、移住促進など



多様な主体でつくる元気なまちのために

自治・市民活動、地域福祉の充実、こども・若者の成長支援など



人と文化をはぐくむ誇れるまちのために

文化の振興、教育の充実、大学等との連携推進など



健康で安全安心に暮らせるまちのために

市民生活の安全対策の実施、災害時の危機管理、保健・医療の充実など



緑あふれる持続可能なまちのために

環境保全・循環型社会・脱炭素社会の推進、住宅や道路の整備など



大森山動物園の環境整備のために

動物園の魅力向上、安全で快適な飼育環境の整備など



秋田市



秋田市は、遺贈による寄附の円滑な手続きの実現にむけて
(株)秋田銀行と提携しています。



遺贈による寄附をご検討のかたは、まずは提携金融機関(秋田銀行)にご相談ください。

ご相談については無料で受けることができます。その後の利用形態により費用が生じることもありますので、詳しくは相談窓口にてご確認ください。

遺贈による寄附の流れ

亡くなったら財産を秋田市に寄附したい

「自分が亡くなった後、財産の一部を秋田市のまちづくりに役立ててほしい」
「自分が亡くなった後も、生まれ育ったふるさと秋田市に恩返しをしたい」



寄附について、提携金融機関（秋田銀行）に相談する

寄附に関するご相談が無料で受けられます。寄附者のご希望に沿った形で、秋田市への寄附が円滑に実現できるようご案内いたします。



将来、亡くなった際には、遺言書等に基づき秋田市に寄附

寄附者が亡くなった後、ご指定いただいた財産を秋田市に寄附いただき、可能な限り寄附者のご意志に沿った目的に活用させていただきます。

【お問い合わせ】 秋田銀行営業企画部(信託業務担当)

受付時間： 平日(月～金)9:00～17:00
(土日、祝日、年末年始を除く)

☎ 018-863-1212

【店舗でのご相談】 全営業店



秋田市福祉保健部 長寿福祉課
☎ 018-888-5666



2026. 8改訂